

空家空地措置検討会設置要綱の一部改正(案)の概要

本市では、「神戸市空家等対策計画」に基づき、市政の重要課題として総合的な空家空地対策を実施しており、一定の成果を上げてきました。

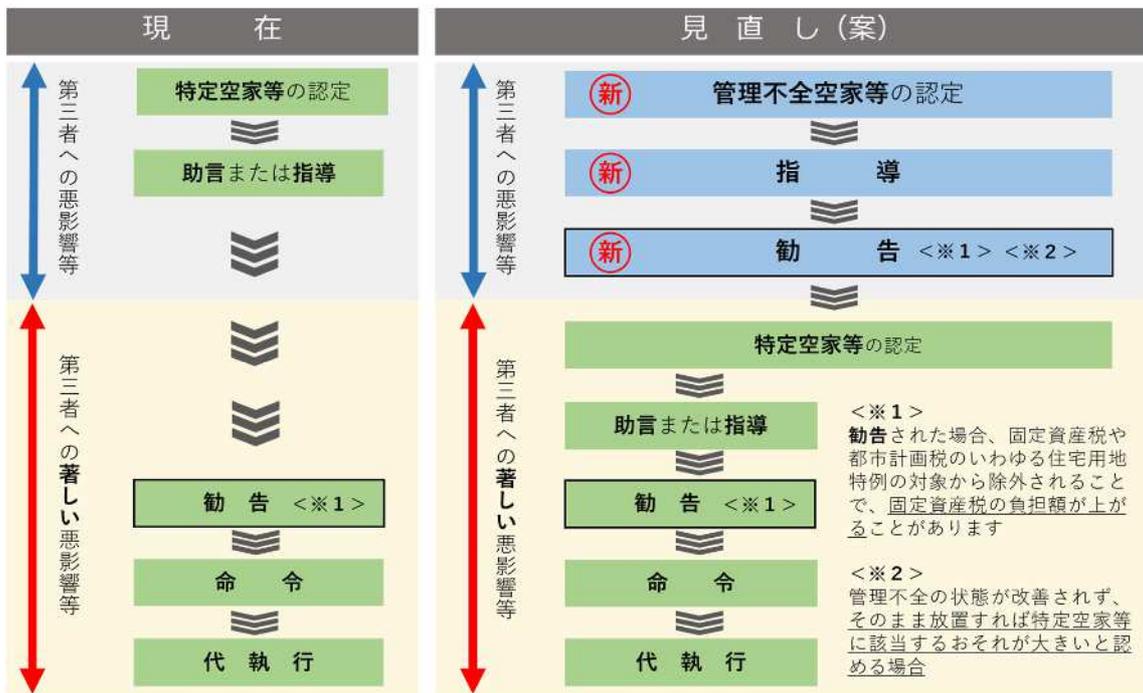
このたび、「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）」により、放置すれば特定空家等（周囲に著しい悪影響を及ぼす空家）になるおそれのある空家（管理不全空家等）に対し、指導・勧告の措置を行うことができるように規定されました。

この法改正を踏まえて、「空家空地措置検討会設置要綱」に定めている特定空家等の判断を行う評定基準の一部を改正します。あわせてその他の所要の改正を行います。

見直しの概要

本市では、第三者に著しい悪影響等をおよぼすおそれのある状態になる前の空家等に対し、「特定空家等」として幅広く指導してきました。

法改正を受け、これまでの「特定空家等」の一部を「管理不全空家等」とするなどの見直しを行い、第三者に著しい悪影響等をおよぼすおそれのある状態となることを未然に防ぐため、「管理不全空家等」に対して「勧告」を行うことを可能とします。



今後のスケジュール

パブリックコメントの意見等を踏まえて基準を改定し、2024年6月施行予定